

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
001	令和4年01月07日	自治体システム標準化への移行に係る障害者福祉システム影響度調査業務委託	12,959,100		保健福祉局障害保健福祉推進室	自治体システム標準化への移行に係る障害者福祉システム影響度調査業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
002	令和4年02月25日	京都市だいが学園空調更新	8,247,800		保健福祉局障害保健福祉推進室	伏見管工株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品	無		
003	令和3年04月01日	住居確保給付金支給事業委託	168,064,000	200,014,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
004	令和3年06月18日	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る「自立支援金事務局」運営業務委託	213,658,924	238,019,876	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
005	令和3年06月18日	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る備品レンタル契約	3,997,950	5,986,970	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	株式会社すゞ吉	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
006	令和3年06月17日	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事務に係る中信御池ビルの賃貸借契約	8,201,154		保健福祉局生活福祉部生活福祉課	京都中央信用金庫	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
007	令和3年10月14日	生活保護等システムブラウザサポート終了に伴うシステム改修委託	22,471,515		保健福祉局生活福祉部生活福祉課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
008	令和3年11月01日	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事務に係る京都府旅館会館ビルの賃貸借契約	12,286,640		保健福祉局生活福祉部生活福祉課	京都旅館不動産株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
009	令和3年12月28日	京都市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給業務委託	106,294,100	439,239,900	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	京都市臨時特別給付金支給業務委託に係る委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	有	無	
010	令和3年10月07日	令和3年度国民健康保険料滞納整理支援システムカスタマイズ対応	33,702,732		保健福祉局生活福祉部保険年金課	令和3年度国民健康保険料滞納整理支援システムカスタマイズ対応コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
011	令和3年10月29日	国民年金システム福祉系業務用税情報ファイル連携対応に伴うシステム改修(総合テスト)	6,465,800		保健福祉局生活福祉部保険年金課	「国民年金システム福祉系業務用税情報ファイル連携対応に伴うシステム改修」作業分コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
012	令和3年11月05日	国民健康保険オンライン資格確認追加改修(開発)	14,617,686		保健福祉局生活福祉部保険年金課	オンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
013	令和3年12月14日	国民健康保険オンライン資格確認追加改修(総合テスト)	5,454,900		保健福祉局生活福祉部保険年金課	オンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
014	令和3年12月20日	令和4年度向け制度改正対応に係るシステム改修(開発)	256,040,364		保健福祉局生活福祉部保険年金課	令和4年度向け制度改正対応に係るシステム改修コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無		
015	令和3年12月16日	がん検診及び歯周疾患予防健診結果等情報のマイナンバー情報連携に係る保健医療システムの改修委託	6,246,900		保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	富士通Japan株式会社 京都支社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
016	令和3年04月01日	京都市健康すこやか学級事業	104,090,105	89,046,355	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
017	令和3年07月30日	介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修(開発4)	7,775,798	10,445,525	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
018	令和3年10月13日	令和3年度京都市外国人介護人材受入支援事業委託	5,000,000		京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	一般社団法人京都市老人福祉協議会 会長 山岸孝啓	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
019	令和4年01月04日	令和4年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修(開発)	35,185,275		京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	令和4年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無		
020	令和4年01月07日	自治体システム標準化への移行に係る介護保険システム影響度調査業務	20,196,000		保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	自治体システム標準化への移行に係る介護保険システム影響度調査コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
021	令和4年02月04日	福祉用具種目追加に伴うシステム改修(開発)	10,180,473		保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	福祉用具種目追加に伴うシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
022	令和3年12月28日	京都市急病診療所における年末年始特別対応業務委託	8,420,522		保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都市医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
023	令和3年11月16日	新型コロナウイルス感染症患者の健康観察業務委託(西京区)	予定総額 39,132,000		保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社訪問看護ひなた	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
024	令和3年11月22日	新型コロナウイルス感染症患者の健康観察業務委託(伏見区)	予定総額 57,237,000		保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	365ジャパンケア合同会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
025	令和3年12月01日	新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約	予定総額 33,985,440			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	アデコ株式会社 京都支社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無	
026	令和3年12月09日	高齢者施設等における下水中の新型コロナウイルス検査業務委託	予定総額 24,530,000			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社島津テクノリサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
027	令和3年12月27日	新型コロナウイルス感染症患者の健康観察業務委託(訪問対応)	予定総額 18,315,000			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都府訪問看護ステーション協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
028	令和4年01月07日	新型コロナウイルスL452R変異株PCR検査業務委託	予定総額 41,580,000			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社ファルコバイオシステムズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無	
029	令和4年01月25日	ウイルス不活化試薬の購入	5,588,000			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	アルフレッサ株式会社 京滋営業本部	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無	
030	令和4年02月01日	新型コロナウイルス感染症業務に関する労働者派遣契約	予定総額 7,092,980			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社パソナ パソナ・京都	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無	
031	令和4年02月10日	きょうと新型コロナ医療相談センター業務委託	予定総額 53,578,175			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社JTB京都中央支店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
032	令和4年02月14日	京都市新型コロナ陽性者臨時フォローアップセンター運営業務委託	予定総額 127,493,963			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	東武トップツアーズ株式会社 京都支店	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無	
033	令和3年02月18日	京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務委託	予定総額 1,785,578,982	①1,425,356,293 ②1,367,251,284 ③1,915,395,269 ④2,120,301,938 ⑤3,340,077,065 ⑥3,613,172,968 ⑦3,676,593,917 ⑧4,075,778,163 ⑨4,304,886,782 ⑩4,382,857,366	6,181,369,282	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	過去に有	無
034	令和3年04月01日	新型コロナウイルスワクチン等の受入れ、保管、仕分け及び医療機関への配送業務委託	予定総額 281,073,210	321,591,380	553,081,947	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	佐川グローバルロジスティクス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無	
035	令和3年04月01日	新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る個別委託契約	予定総額 370,600,000		587,180,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
036	令和3年05月20日	京都市新型コロナワクチン集団接種に関する事務業務委託(京都私立病院協会実施分)	予定総額 267,680,979	①147,838,801 ②172,381,209 ③184,552,797	204,646,337	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都私立病院協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
037	令和3年05月20日	京都市新型コロナワクチン集団接種に関する事務業務委託(京都工場保健会診療所)	予定総額 50,404,772		58,064,776	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
038	令和3年06月21日	新型コロナワクチン接種予約システムの構築・運営委託	予定総額 49,318,500		49,318,500	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
039	令和3年09月17日	京都市新型コロナワクチン集団接種会場経過観察業務委託(京都市役所本庁舎)	予定総額 5,876,244	7,663,172	9,896,832	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府歯科医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無	
040	令和3年10月22日	京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託(京都国際マンガミュージアム)	予定総額 10,332,432			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
041	令和3年11月25日	京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託(西陣織会館会場)	予定総額 15,024,240			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
042	令和4年02月03日	京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託(右京地域体育館)	予定総額 5,391,183			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人右京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
043	令和4年02月07日	追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託(京都工場保健会実施分)	予定総額 69,300,000			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
044	令和4年02月07日	京都市新型コロナウイルス感染症予防接種に係る接種券等作成業務委託(5~11歳分)	5,561,600			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	東洋紙業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無	
045	令和4年02月16日	京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託(2~3月分)(京都工場保健会診療所)	予定総額 5,898,112			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
046	令和4年03月01日	追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種に関する事務業務委託（京都私立病院協会実施分（令和4年3月分））	予定総額 9,063,472		9,646,076	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都私立病院協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
047	令和4年03月01日	追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託（京都工場保健会3月～5月実施分）	予定総額 80,960,000		177,100,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
048	令和4年03月03日	追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種事務業務委託（KBSホール）	予定総額 6,623,456			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	日本赤十字社 第二赤十字病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
049	令和4年03月09日	追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種事務業務委託（洛和会音羽病院・国立京都国際会館実施分）	予定総額 6,976,886			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
050	令和4年03月18日	小児接種に係る新型コロナワクチン集団接種業務委託（3月京都工場保健会実施分）	予定総額 7,423,680			保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
051	令和3年04月01日	令和3年度「自殺総合対策業務」委託	7,359,701		11,259,701	保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自治体システム標準化への移行に係る障害者福祉システム影響度調査業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和4年1月7日
- 4 履行期間
令和4年1月8日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
自治体システム標準化への移行に係る障害者福祉システム影響度調査業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,959,100円
- 7 契約内容
国において進められている、自治体システムの標準化に向けて、本市の基幹系システムであるACOS上で運用する障害者福祉関連システムと、国の作成した標準準拠仕様書の比較分析を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
分析の対象とする障害保健福祉システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているため、同社のみしかシステム、プログラム等の仕様、動作等の調査・分析を行うことはできないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方は同社に特定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市だいがく学園空調更新
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和4年2月25日
- 4 履行期間
令和4年2月26日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草谷口町50番地の4
伏見管工株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,247,800円
- 7 契約内容
老朽化した空調機器の更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札に付したが、入札者がいなかったため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
価格交渉を行い、入札予定価格以内の金額を提示した業者であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住居確保給付金支給事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年 4月 1日
(変更後) 令和3年11月 1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館内
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 168,064,000円
(変更後) 200,014,000円
- 7 契約内容
京都市住居確保給付金支給事業に関する事務のうち、支給申請の相談受付を行う窓口業務、支給決定等に係る事務作業、受給者に対する就労支援等
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを受け、住居確保給付金特例再支給の申請期間が複数回延長、加えて緊急事態宣言の発出等を受け、当初契約時の見込よりも申請件数が大幅に増加したことから、申請受付及び支給に関する業務増に対応するため、変更契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託業務の遂行に当たり、受託者は以下の要件を満たす必要がある。
(1) 利用者の就業に向けた適性把握や面接相談などの就労支援にとどまらず、生活レベルまで踏み込んだ自立支援を実施できる十分な能力を有すると認められること。
(2) 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と

生活費及び一時的な資金を必要とする世帯に対して生活資金や住居入居資金などの貸付を行う「総合支援資金」との密接な連携が図られること。

(3) 幅広い福祉施策に精通し、必要に応じて、こうした施策へ速やかにつながられるよう、各区保健福祉センターと密接な連携を取ることが可能であること。

(4) 京都市内において、受託業務を実施する十分な体制を整えることができると認められること。

これらの要件をすべて満たすことができる受託先は、生活困窮者等に対する生活支援をはじめ、全市レベルでの地域の社会福祉活動を総合的に推進する法人であり、市内に各区社会福祉協議会を設置し統括する京都市社会福祉協議会のほかにないため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る「自立支援金事務局」運營業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年 6月18日
(変更前) 令和3年 9月30日
(変更後) 令和4年 1月 1日
- 4 履行期間
(当初) 令和3年6月21日から令和3年11月30日
(変更前) 令和3年6月21日から令和4年 2月28日
(変更後) 令和3年6月21日から令和4年 3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 四条烏丸ビル6F
アデコ株式会社 京都支社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 213,658,924円
(変更後) 238,019,876円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付に係る事務処理業務, コールセンター業務, 窓口業務等を行う「京都市自立支援金事務局」の運營業務委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
事業開始後, 当該支援金の申請受付期間が複数回延長となり, また支給対象の拡大及び再支給の実施等により, 京都市自立支援金事務局の開設期間及び人員数等を変更する必要性が生じたため, 変更契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件委託業務については, すでに総合支援資金特例貸付の再貸付を受けてもなお生活に困窮している方を対象とした支援金の支給業務であり, 支給対象者の不安定な生活を支えるため, 迅速に事

業実施体制を構築し、正確かつ短時間で支援金を給付する必要がある。

また、委託業務の遂行に当たり、受託者は以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 事業開始に必要となる十分な人員配置を迅速に行うとともに、マニュアルの作成や研修の実施など、早期に事業実施体制を構築すること。
- (2) 「貸付・給付総合窓口」において実務経験があるスタッフの配置により、実施水準を確保できること。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」と密接な関係を持つ「住居確保給付金」及び「生活福祉資金特例貸付」にかかるノウハウを有し、両事業と連携して支援金給付事業に取り組めること。
- (4) 申請受付開始以降、迅速かつ確実に郵送方式による大量の申請書類を短時間で処理できること。

これらの要件をすべて満たすことができる受託者は、京都市社会福祉協議会において「住居確保給付金」及び「生活福祉資金特例貸付」の業務に従事するとともに、他都市においても受託実績がある、アデコ株式会社のほかにないため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る備品レンタル契約
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年 6月18日
(変更後) 令和3年12月 1日
- 4 履行期間
(当初) 令和3年7月 1日から令和3年11月30日
(変更後) 令和3年7月 1日から令和4年 3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫竹東栗栖町15番地
株式会社 す屋吉
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 3,997,950円
(変更後) 5,986,970円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の事務局運営に係る備品等のレンタル
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
事業開始後、当該支援金の申請受付期間が複数回延長となり、京都市自立支援金事務局の開設期間を変更する必要性が生じたため、変更契約を行っている。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和3年7月1日から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る事業の開始に伴い、京都市自立支援金事務局の事務所を迅速に開設する必要が生じた。また、事業開始までに迅速にレンタル備品の納品ができることを条件に3社から見積書を徴取した結果、一番安価であった株式会社す屋吉と、緊急随契(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)により賃貸借契約を締結した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事務に係る中信御池ビルの賃貸借契約
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和3年6月17日
- 4 履行期間
令和3年6月17日から令和3年11月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91番地
京都中央信用金庫
- 6 契約金額（税込み）
8,201,154円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の事務局運営に係る執務室の賃貸借契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和3年7月1日から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る事業の開始に伴い、審査業務や専用のコールセンターを設置する執務室、「京都市自立支援金事務局」を迅速に開設する必要が生じたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に基づき、京都中央信用金庫と随意契約を締結する。
「中信御池ビル」は、多数の本市部局が入居しており、契約先として信頼を有していることに加え、生活福祉課が同ビルにあるため、業務の連携を図りやすく、審査の迅速化に寄与することから、中信御池ビルを保有する京都中央信用金庫を契約の相手方として選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
生活保護等システムブラウザサポート終了に伴うシステム改修委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和3年10月14日
- 4 履行期間
令和3年10月14日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
22,471,515円
- 7 契約内容
現在運用している生活保護等電算システムについて、Microsoft社のブラウザであるInternet Explorer（以下「IE」という。）が令和4年6月16日をもってサポートが終了することにより、IEを使用して操作している本システムについて、後継のブラウザでも動作するようシステム改修を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
生活保護等電算システムは、システム構築業者が所有するパッケージソフトに、京都市向けのカスタマイズを加えたシステムであるため、システム構築業者である日本電気株式会社と契約を行う必要がある。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事務に係る京都府旅館会館ビルの賃貸借契約
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和3年11月1日
- 4 履行期間
令和3年11月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区御池通御幸町亀屋町370番地の2
京都旅館不動産株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,286,640円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の事務局運営に係る執務室の賃貸借契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」（以下、「自立支援金」という。）の支給業務を行うに当たり、令和3年6月17日から中信御池ビル6階・7階を賃借しており、契約期限については自立支援金の当初の業務終了予定である令和3年11月末としていた。しかし、国において自立支援金の申請期限が延長されたことから、中信御池ビルの契約延長を申し出たが、すでに11月末退去で合意していたことから、令和3年12月以降については貸主の京都中央信用金庫が他者との契約を締結しているため延長できず、契約期限で退去する必要が生じた。今後も、自立支援金に関する審査業務や専用のコールセンターを開設する執務室を引き続き確保する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に基づき、京都旅館不動産株式会社と随意契約を締結する。
「京都府旅館会館ビル」は、これまでから本市部局が入居しており、契約先として信頼を有していることに加え、業務の連携を図りやすくし、かつ審査の迅速化のためにも生活福祉課がある中信御池ビルから近距離にあるという立地条件等を踏まえて近隣物件を確認したところ、「京都府旅館会館ビル」以外にはないことから、契約先として選定する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年12月28日
(変更後) 令和4年1月24日
- 4 履行期間
令和3年12月28日から令和4年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市臨時特別給付金支給業務委託に係る委託業務コンソーシアム
(代表企業住所) 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル33階
(代表企業名) キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 106,294,100円
(変更後) 439,239,900円
- 7 契約内容
京都市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務における、総合管理業務、システム開発・運營業務、相談窓口業務、事務処理業務、コールセンター設置運營業務等
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
臨時特別給付金については、令和3年11月19日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、可能な限り迅速かつ的確に支給開始を行う必要があるが、入札に必要な期間を確保することが不可能であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するものとし、随意契約を行うもの。
事業者選定にあたっては、本件業務の履行内容が、業務システムの構築・運営や、業務繁忙に応じたコールセンターや窓口スタッフの配置、膨大な申請書類の審査等の多岐にわたることに鑑み、様々なノウハウや経験のある事業者を選定する必要がある。このため、短期間での公募期間ではあるものの、単に価格のみならず、事業者の業務遂行能力や同種業務の受託経験等を総合的に評価する公募型プロポーザルにより事業者の選定を行った。
また、当初令和4年1月31日までの契約は予備費の執行によることとし、令和4年2月1日以降の契約については、令和3年度1月の市会における補正予算の承認を待ったため、変更契約が必要となった。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度国民健康保険料滞納整理支援システムカスタマイズ対応
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和3年10月7日
- 4 履行期間
令和3年10月8日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和3年度国民健康保険料滞納整理支援システムカスタマイズ対応コンソーシアム
(代表者) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
33,702,732円
- 7 契約内容
国民健康保険料滞納整理支援システムの改修
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
国民健康保険料滞納整理支援システムは令和3年度国民健康保険料滞納整理支援システムカスタマイズ対応コンソーシアムのメンバーである北日本コンピューターサービス株式会社の開発する製品であり、機能改善のために発生するシステムの仕様変更の際には、開発業者以外には公開されていない詳細な技術情報を必要とする。
また、システム全体としては日本電気株式会社が本契約の統括を行っているため、この業務を唯一行える「令和3年度国民健康保険料滞納整理支援システムカスタマイズ対応」コンソーシアムと随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民年金システム福祉系業務用税情報ファイル連携対応に伴うシステム改修（総合テスト）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和3年10月29日
- 4 履行期間
契約締結の日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「国民年金システム福祉系業務用税情報ファイル連携対応に伴うシステム改修」作業分コンソーシアム
（代表者）京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,465,800円
- 7 契約内容
「国民年金システム福祉系業務用税情報ファイル連携対応に伴うシステム改修」
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
庁内連携サーバ内に構築する福祉系業務用税情報データベースからACOS国民年金システムに必要な情報を連携するためのシステム改修を行うため、要件定義を行うもの。
当該作業に当たっては、福祉系業務用税情報データベース及びACOS国民年金システムの仕様に係る詳細な知識が必須となるが、本市の福祉系業務用税情報データベース及びACOS国民年金システムは日本電気株式会社が開発を行っており、両システムの仕様等詳細な技術情報及び著作権は同社のみが保持しているため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険オンライン資格確認追加改修（開発）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和3年11月5日
- 4 履行期間
令和3年11月5日から令和3年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
オンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,617,686円
- 7 契約内容
国民健康保険オンラインシステムが制度改正に対応し、適正な処理が可能となるようシステム改修を行うために、開発作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
次のように契約の相手方が特定されるため、日本電気株式会社が代表を務めるオンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアムと随意契約を締結する。
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、今回のシステム改修の契約は、前述の著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、契約の相手先が特定されるものである。
本業務の履行にあたって、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とし、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、同社が著作権を有するソフトウェアの仕様を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアをコンソーシアム構成員と認めることとする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険オンライン資格確認追加改修（総合テスト）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和3年12月14日
- 4 履行期間
令和3年12月14日から令和3年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
オンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,454,900円
- 7 契約内容
国民健康保険オンラインシステムが制度改正に対応し、適正な処理が可能となるようシステム改修を行うために、総合テスト作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
次のように契約の相手方が特定されるため、日本電気株式会社が代表を務めるオンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアムと随意契約を締結する。
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、今回のシステム改修の契約は、前述の著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、契約の相手先が特定されるものである。
本業務の履行にあたって、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とし、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、同社が著作権を有するソフトウェアの仕様を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアをコンソーシアム構成員と認めることとする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度向け制度改正対応に係るシステム改修（開発）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和3年12月20日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和4年度向け制度改正対応に係るシステム改修コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
256,040,364円（うち消費税及び地方消費税相当額 金 23,276,396円）
- 7 契約内容
国民健康保険オンラインシステムが令和4年度における制度改正に対応し、適正な処理が可能となるようシステム改修を行うため、開発作業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
次のように契約の相手方が特定されるため、日本電気株式会社が代表を務める令和4年度向け制度改正対応に係るシステム改修コンソーシアムと随意契約を締結する。
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、今回のシステム改修の契約は、前述の著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、契約の相手先が特定されるものである。
本業務の履行にあたって、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とし、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、同社が著作権を有するソフトウェアの仕様を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアをコンソーシアム構成員と認めることとする。

9 根拠法令

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

□地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

がん検診及び歯周疾患予防健診結果等情報のマイナンバー情報連携に係る保健医療システムの改修委託

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和3年12月16日

4 履行期間

令和3年12月16日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1番地
富士通Japan株式会社 京都支社

6 契約金額（税込み）

6,246,900円

7 契約内容

保健医療システムに係る、がん検診及び歯周疾患予防健診結果等情報のマイナンバー情報連携

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

保健医療システムは、住民基本台帳情報及び市・府民税情報等を各区役所・支所保健福祉センターに設置した端末において利用するものであり、情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損防止のためには、適正な管理が必要である。

富士通Japan株式会社京都支社は当該システムの開発及び保守・運用の受託事業者であり、改修に係る動作検証中に、万一、不具合等が発生した場合においても、当該システムを適正に運用しつつ原因究明・障害対応などに速やかに適切に対処することが可能である。

仮に、当該動作検証等に伴う作業を他業者が実施した場合、不具合が生じた場合の責任分解点が極めて不明確となってしまうことから、契約の目的が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市健康すこやか学級事業
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年4月1日
(変更後) 令和3年12月28日
- 4 履行期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 104,090,105円
(変更後) 89,046,355円
- 7 契約内容
令和3年度京都市健康すこやか学級事業の実施
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
新型コロナウイルスの影響により事業実績が当初の想定を著しく下回る見込みであったため、減額変更契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業については、介護予防に関する意識の向上、社会参加の促進や閉じこもり予防等を目的としており、対象者の日常的な生活圏域である元学区単位での定期的な実施が望ましい。市内ほぼ全ての元学区に福祉事業の活動組織を有しているのは、本市においては同法人のみであり、また在宅高齢者等に対する事業を行ってきた実績のある同法人に委託することにより、円滑かつ適正な事業の実施が見込まれる。
なお、同法人は、配食サービス事業などの地域に密着した福祉活動やボランティア活動等に積極的に取り組んでいることから、本事業の実施に必要な不可欠な地域ボランティアの協力を得ることが可能である。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（開発4）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
（当初）令和3年7月30日
（変更後）令和3年10月1日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修コンソーシアム
代表者 日本電気株式会社
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 7,775,798円
（変更後）10,445,525円
- 7 契約内容
介護保険事務処理システムについて、介護保険第8期事業計画（令和3年度～5年度）による介護保険の制度改正等に伴うシステム改修を行う。制度改正の施行時期、業務稼働時期及び改修工期の関係上、令和2年8月31日付「介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（開発）」、令和3年3月4日付「介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（開発2）」及び令和3年4月1日付「介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（開発3）」には含まれなかったもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
改修作業を進める中で、要件を満たすためには当初契約時点では想定できていなかった箇所についても改修が必要と判明したため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利

用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。

また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。

- ・日本電気株式会社

作業全体責任、全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理

- ・NECソリューションイノベータ株式会社

全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理に係る作業支援、
個別スケジュール管理、アプリケーション改造に係る作業

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市外国人介護人材受入支援事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和3年10月13日
- 4 履行期間
令和3年10月13日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通 上の口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都4階
一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
外国人介護人材の円滑な就労・定着を図り、もって本市内の介護サービスが安定的に提供されることを目的として、介護技能の向上のための初歩的な知識を習得する集合研修等を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
一般社団法人京都市老人福祉施設協議会は、市内の全ての特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウスが加盟していることに加え、従来から支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修や介護に関する入門的研修等を実施しており、研修について企画・運営の実績がある。
また、同協議会の会員施設には技能実習生や特定技能の外国人介護人材を雇用している施設が複数箇所あり、令和2年度から「外国人介護人材プロジェクト」を立ち上げている。
以上の理由から、本事業において求める専門性の高い知識、経験等を有しており、本事業を効果的に実施できる団体は同協議会をおいて他にないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修（開発）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和4年1月4日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和4年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修コンソーシアム
代表者 日本電気株式会社
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
- 6 契約金額（税込み）
35,185,275円
- 7 契約内容
敬老乗車証交付管理システムについて、令和4年度制度改正に伴い、必要なシステム改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
敬老乗車証交付管理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、株式会社ワードシステムをコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
 - ・日本電気株式会社
作業全体責任
 - ・株式会社ワードシステム
令和4年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修にかかる作業

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

自治体システム標準化への移行に係る介護保険システム影響度調査業務

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

3 契約締結日

令和4年1月7日

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

自治体システム標準化への移行に係る介護保険システム影響度調査コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

20,196,000円

7 契約内容

自治体のシステム構築・保守管理の効率化を目指して、これまで各自治体が個別に構築してきたシステムの仕様の統一を図る動き「自治体システムの標準化・共通化（以下「標準化」という。）」の中、現在、国において住民基本台帳、税など20行政分野の「標準仕様書」作成等が進められている。

令和3年8月に公表された介護保険システム標準仕様書について、本市の現行介護保険システムとの相違点を分析し、課題の抽出を行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務における調査対象である介護保険システム（以下「現行システム」という。）は、日本電気株式会社固有の技術により開発されたものであり、その技術情報は公開されていない。日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム、プログラム等の仕様、動作等の調査・分析を行うことはできない。したがって、本業務を履行できるのは日本電気株式会社に限られることから、競争入札に適しないため、随意契約を締結するものである。

また、日本電気株式会社のみでは、今回の調査分析業務は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。

・日本電気株式会社

作業全体責任、全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理

・NECソリューションイノベータ株式会社

全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理に係る作業支援、個別スケジュール管理、アプリケーション仕様詳細の調査分析作業

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
福祉用具種目追加に伴うシステム改修（開発）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和4年2月4日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
福祉用具種目追加に伴うシステム改修コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,180,473円
- 7 契約内容
介護保険事務処理システムについて、令和3年12月8日の第204回社会保障審議会介護給付費分科会において、新たに「排泄予測支援機器」を福祉用具購入費の対象とすることが決定されたことに伴い、当該品目についてもシステムで管理できるようにするためシステム改修を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
 - ・日本電気株式会社
作業全体責任、全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理
 - ・NECソリューションイノベータ株式会社
全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理に係る作業支援、

個別スケジュール管理, アプリケーション改造に係る作業

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市急病診療所における年末年始特別対応業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和3年12月28日
- 4 履行期間
令和3年12月29日から令和4年1月3日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京東柵尾町6番地
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
8,420,522円
- 7 契約内容
多くの診療所が休診する年末年始において、新型コロナウイルス感染症等を疑う患者に対する応急的な診療を確保するための施設の運営及び管理並びに診療に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
年末年始における新型コロナウイルス感染症等を疑う患者に対する診察、検体採取及び検体検査の実施業務については、一定数の医師及びその他医療関係職を確実に供給できなければ実施できない業務であることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
年末年始において、多くの医療機関の休診並びにインフルエンザとの同時流行も踏まえた第6波への対応として、新型コロナウイルス感染症等を疑う患者に対する診療等の体制を充分確保する必要があり、その対応の一つとして、京都市急病診療所に発熱外来を設置することとなった。
京都市急病診療所の運営については、京都府医師会に委託しており、新たに設置する専用の発熱外来についても同法人に委託する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症患者の健康観察業務委託（西京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和3年11月16日
- 4 履行期間
令和3年11月16日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区山田六ノ坪町8-80
株式会社訪問看護ひなた
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）39,132,000円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症患者の健康観察業務（西京区）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、保健所業務の中でも特に健康観察業務がひっ迫した。市民の命と安心安全を守るためには、こうした状況であっても丁寧な健康観察を行う必要があり、今後発生しうる感染拡大に備えるため、健康観察業務の一部を委託したもの。
健康観察業務の実施に当たっては、自宅療養者の健康状態の管理を適切に行い、医療の提供が必要な患者を速やかに把握する必要があるため、在宅医療等に精通した高度で専門的な知識・経験が求められる。このため、当該業務は、競争入札による価格のみで業者を決定することが適さないため、公募型プロポーザル方式により業者選定を行った。一定基準を満たす業者に対し、業務の遂行方法について、企画提案書の提出を求め、審査のうえ、最良な企画提案書を提出した業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症患者の健康観察業務委託（伏見区）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和3年11月22日
- 4 履行期間
令和3年11月22日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区小栗栖南後藤町6番1-102
365ジャパンケア合同会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）57,237,000円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症患者の健康観察業務（伏見区）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、保健所業務の中でも特に健康観察業務がひっ迫した。市民の命と安心安全を守るためには、こうした状況であっても丁寧な健康観察を行う必要があり、今後発生しうる感染拡大に備えるため、健康観察業務の一部を委託したもの。
健康観察業務の実施に当たっては、自宅療養者の健康状態の管理を適切に行い、医療の提供が必要な患者を速やかに把握する必要があるため、在宅医療等に精通した高度で専門的な知識・経験が求められる。このため、当該業務は、競争入札による価格のみで業者を決定することが適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、一定基準を満たす業者に対し、業務の遂行方法について、企画提案書の提出を求め、審査会において審査のうえ、最良な企画提案書を提出した業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式による業者選定を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和3年12月1日
- 4 履行期間
令和3年12月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612 四条烏丸ビル6F
アデコ株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）33,985,440円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症対策業務に係る労働者派遣
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症対策に係る業務量が年間を通じて膨大となっているなか、円滑に業務を進め、同感染症の感染拡大防止等の徹底を図ることができる保健所体制を引き続き堅持する必要があり、保健師等が積極的疫学調査等、専門業務に注力できるよう、従前より事務的な業務を、保健師から本市事務職員及び派遣職員への切分けを行っている。
令和2年度途中から、他の派遣事業者と労働者派遣（保健師・看護師・事務職）に係る契約を締結し、一定数の人材の供給を受けているが、当該事業者は医療系人材専門の派遣事業者であり、膨大な事務量に対して、それに従事する事務派遣職員の供給が追いつかない状況となっている。
同感染症対策に対応するためには、休日・夜間を問わず、一定の規模を有した事務職人員の確保による保健所体制の強化が急務であり、本件事業者は、上記の保健所体制強化に対応できる唯一の事業者であったため、令和2年3月3日付け総務省通知（総行第61号）に基づき緊急随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

高齢者施設等における下水中の新型コロナウイルス検査業務委託

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

令和3年12月9日

4 履行期間

令和3年12月9日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京下合町1番地
株式会社 島津テクノリサーチ

6 契約金額（税込み）

（予定総額）24,530,000円

7 契約内容

無症状感染者の把握及び施設内感染の兆候の早期探知を行うため、本市が指定する高齢者施設等の下水検査を実施委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和3年7月下旬からの感染第5波において、高齢者施設等におけるクラスターの発生など、保健所体制に影響を及ぼす規模の検査や疫学調査を行う必要があった。9月下旬以降は、新規感染者数が減少している状況にあるものの、今後のリバウンドを防止するためにも、第6波に備えて、高齢者施設等の感染発生時の対応が困難な方が集団生活をされている感染拡大・クラスター発生リスクがある施設等については、無症状感染者の把握や施設内感染の兆候の早期探知を行う必要がある。

一方、糞便中から新型コロナウイルスを検出することで感染動態を把握する下水サーベイランスの研究が全国的に進められおり、高齢者施設等のハイリスク施設における早期探知及び感染管理への活用が期待されている。

株式会社島津テクノリサーチは、令和3年4月に府市が協力して中等症患者が入院する医療機関及び軽症患者が滞在する療養施設での下水検査の実証実験の際に検査機関として参画し、下水モニタリングにより新型コロナウイルスの感染状況を監視し、陽性反応がある場合にヒト検査で感染者を特定する2階建ての検査システム「京都モデル」を発表し、実際に高齢者施設や学校等といった個別施設に向けてのサービスを提供するなど、高齢者施設等のハイリスク施設における下水サーベイランスを行っている唯一の者であるため、同法人と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症患者の健康観察業務委託（訪問対応）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和3年12月27日
- 4 履行期間
令和3年12月27日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸材木町671番地エクセーヌ御池701号室
京都府訪問看護ステーション協議会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）18,315,000円
- 7 契約内容
京都市に在住又は滞在する新型コロナウイルス感染症患者のうち、重症化リスクを持つ場合や、電話等により連絡が取れない場合などの、健康状態に注意を要する者への訪問による健康観察業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、保健所業務の中でも特に健康観察業務がひっ迫した。市民の命と安心安全を守るためには、こうした状況であっても丁寧な健康観察を行う必要があり、今後発生しうる感染拡大に備えるため、健康観察業務の一部を委託したものの。
健康観察業務の実施に当たっては、自宅療養者の健康状態の管理を適切に行い、医療の提供が必要な患者を速やかに把握する必要があるため、在宅医療等に精通した高度で専門的な知識・経験が求められる。このため、当該業務は、競争入札による価格のみで業者を決定することが適さないため、公募型プロポーザル方式により業者選定を行った。一定基準を満たす業者に対し、業務の遂行方法について、企画提案書の提出を求め、審査のうえ、最良な企画提案書を提出した業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルスL452R変異株PCR検査業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和4年1月7日
- 4 履行期間
令和4年1月7日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府久世郡久御山町田井西荒見17-1
株式会社ファルコバイオシステムズ
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）41,580,000円
- 7 契約内容
新型コロナウイルスのPCR検査の結果、陽性と判明した検体（唾液又は鼻咽頭ぬぐい液等）について、新型コロナウイルスのL452R変異株PCR検査を実施委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
厚生労働省からの事務連絡「B. 1. 1. 529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて（令和2年12月3日一部改正）」により、新型コロナウイルス感染症陽性者全員に対し、L452R変異株PCR検査（以下「変異株検査」という。）を実施すべき旨が示された。本市においては、京都市衛生環境研究所において変異株検査を実施しているところであるが、年始から新規陽性者が想定以上に急増し、変異株検査を迅速に行うことが困難となり、早急に検査体制を整備する必要がある。なお、変異株検査の結果によりオミクロン株の疑いが生じた場合、デルタ株等の従来株と隔離する必要があり、かつ、退院基準もデルタ株等の従来株と異なることから、オミクロン株疑いであるか否かを迅速に判断できなければ、医療機関の入院管理に対し重大な影響が生じることとなるため、迅速な変異株検査は必要不可欠であると判断し緊急随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

複数者に見積依頼を行った結果、株式会社ファルコバイオシステムズ1社からのみ見積書の提示があったため、同社を委託事業者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ウイルス不活化試薬の購入
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和4年1月25日
- 4 履行期間
令和4年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区中島北ノ口町25番地
アルフレッサ株式会社 京滋営業本部
- 6 契約金額（税込み）
5,588,000円
- 7 契約内容
ウイルス不活化試薬（20,000本）の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
行政検査で使用しているウイルス不活化試薬については、第6波の感染者急増に伴い使用量が急激に増加しており、早急に購入しなければ在庫が枯渇し、検査不能となる事態が生じる可能性がある。また、現状の感染者急増は全国的なものであることから、今後の更なる検査需要の増大により、当該品の在庫枯渇が予想されるため、補給なしで現在の感染拡大期に一定期間対応できるだけの備蓄が必要となる。ついては、当面の間の検査体制を維持するため、令和2年3月3日付け総務省通知（総行行第61号）に基づき、緊急随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
3者から徴収した見積書を比較した結果、上記事業者が最安値であったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和4年2月1日
- 4 履行期間
令和4年2月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル筈町691番地
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）7,092,980円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症対策業務に係る労働者派遣
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症対策に係る業務量が年間を通じて膨大となっているなか、円滑に業務を進め、同感染症の感染拡大防止等の徹底を図ることができる保健所体制を引き続き堅持する必要がある、保健師等が積極的疫学調査等、専門業務に注力できるよう、従前より事務的な業務を、保健師から本市事務職員及び派遣職員への切分けを行っている。
従前より、他の派遣事業者2社と労働者派遣（保健師・看護師・事務職）に係る契約を締結し、一定数の人材の供給を受けているが、感染急拡大に対して、両社からの事務派遣職員の供給が追いついていない状況となっている。保健師等が専門業務に注力できる環境を整備するためには、休日・夜間を問わず、安定して一定規模を有した事務職員の確保による保健所体制強化が急務となっている。
現在の災害級の感染拡大期に対応するうえで、本件事業者は、短期間で休日・夜間を問わず、安定して一定規模の人材供給が可能である唯一の事業者であったため、令和2年3月3日付け総務省通知（総行行第61号）に基づき、緊急随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
きょうと新型コロナ医療相談センター業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和4年2月10日
- 4 履行期間
令和4年2月15日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通烏丸西入童待者町167 AYA四条烏丸ビル
株式会社JTB京都中央支店
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）53,578,175円
- 7 契約内容
きょうと新型コロナ医療相談センター業務の運営委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本センターは、府市協調で設置運営するものであり、府が相見積りにより契約を締結した事業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新型コロナ陽性者臨時フォローアップセンター運營業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和4年2月14日
- 4 履行期間
令和4年2月15日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区五条通新町東入東鋸屋町186 ヤサカ五条ビル9F
東武トップツアーズ株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）127,493,963円
- 7 契約内容
 - （1）健康相談（無症状・軽症者からの相談）
 - （2）発生届受理後の陽性者への連絡
 - （3）その他陽性者の療養支援等に必要な業務の委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

新型コロナウイルス感染症については、急激な感染者数の拡大は頭打ちとなったものの依然として高止まりしており、保健所から感染者へのファーストタッチについては、重症度が高い患者、重症化リスクがある高齢者や基礎疾患を有する患者を優先して対応しているため、1日あたり2,000人近い新規感染者の大多数を占める無症状者や軽症者への連絡が遅れており、その結果、患者等から健康に関する不安や療養期間の相談などが保健所及び新型コロナ医療相談センター（以下「保健所等」という。）に殺到し、保健所等に電話が繋がらない状態となっている。

また、基礎疾患を持つ高齢者など、重症化リスクの高い患者であっても多くが自宅療養しているだけでなく、無症状者や軽症者であっても急に体調が悪化する場合があることから、症状悪化時に必要な医療が提供できるように、体制を整える必要がある。

については、軽症者等の受動的なアクセスポイントの整備及び、重症化リスクの高い患者対応に業務を重点化させることに向けた保健所の負担軽減のため、体制を緊急で確保する必要があると判断し緊急随意契約を行った。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

10 契約の相手方の選定理由

複数者に見積依頼を行った結果、他都市での類似事業の履行実績がある東武トップツアーズ株式会社からのみ見積書の提示及び早急に受託体制の整備が可能であるとの回答があったため、当該社を本業務の委託事業者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務委託

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

(当初) 令和3年 2月18日

(変更前) ①令和3年 3月16日

②令和3年 4月 8日

③令和3年 5月14日

④令和3年 6月 8日

⑤令和3年 7月16日

⑥令和3年 9月 1日

⑦令和3年10月20日

⑧令和3年11月17日

⑨令和3年12月13日

⑩令和4年 1月11日

(変更後) 令和4年 3月 1日

4 履行期間

令和3年2月18日から令和4年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアム

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

日本トータルテレマーケティング株式会社

6 契約金額(税込み)

(当初) 1,785,578,982円

(変更前) ①1,425,356,293円

②1,367,251,284円

③1,915,395,269円

④2,120,301,938円

⑤3,340,077,065円

⑥3,613,172,968円

⑦3,676,593,917円

⑧4,075,778,163円

⑨4,304,886,782円

⑩4,382,857,366円

(変更後) 6, 181, 369, 282円

7 契約内容

京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る、コールセンター運営、集団接種業務等の事務処理等業務委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(変更理由)

新型コロナワクチン接種の接種期間、対象、回数等が変更されたことに伴う接種体制構築のため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

事業者の選定に当たっては、提案のあった5社について、受託候補者選定審査基準に基づき審査を行った結果、最も高い得点を得た事業者と随意契約を締結した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルスワクチン等の受入れ，保管，仕分け及び医療機関への配送業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年 4月 1日
(変更前) 令和3年12月22日
(変更後) 令和4年 3月 1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都品川区勝島1丁目1番1号
佐川グローバルロジスティクス株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) (予定総額) 281,073,210円
(変更前) (予定総額) 321,591,380円
(変更後) (予定総額) 553,081,947円
- 7 契約内容
新型コロナウイルスワクチン等の受入れ，保管，仕分け及び医療機関への配送業務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
(変更理由① (令和3年12月22日))
国において新たに3回目接種を実施することとされ，同時に，個別医療機関においてモデルナワクチンを取り扱うことが可能となったことに伴い，ワクチンの受入れ，保管，仕分け及び配送に係る体制を再整備する必要があったため。

(変更理由② (令和4年3月1日))
接種期間が令和4年9月30日まで延長されることとなり，ワクチンの受入れ，保管，仕分け及び配送に係る体制を再整備する必要があったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

同社以外に必要な要件（※）を満たす事業者が見つからなかったため。

- ※ ① 各医療機関に配送するワクチンを保管できる条件が整っていること
- ・ 冷凍設備（超低温冷凍庫，保冷剤冷凍用の冷凍庫）を稼働させることのできる電源設備が整っていること（100Vの直流電源を10個程度確保できること）
 - ・ 上記冷凍設備の設置，小分け作業が可能な広さ（150㎡以上）があること
 - ・ 冷房設備があること
 - ・ 配送車用の駐車場が備えられていること
 - ・ 作業場所が2階以上である場合には，エレベーターを完備していること
- ② ワクチンの受取り，各医療機関への小分け・配送を担うことができるノウハウがあること。
- ③ ワクチンの供給状況を踏まえ，令和3年5月から，国からのワクチンの受取り，市内の各医療機関への小分け・配送を開始することが可能であること。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る個別委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年4月1日
(変更後) 令和4年3月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) (予定総額) 370,600,000円
(変更後) (予定総額) 587,180,000円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払いに係る審査事務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行う期間が令和4年9月30日まで延長された (変更前: 令和3年2月17日から令和4年2月28日まで) ことに伴い、同契約中の請求期日及び納入期日について変更を行うため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託料の審査支払事務に当たっては、医療機関が診療報酬支払事務を専門機関である京都府国民健康保険団体連合会に依頼して行っているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市新型コロナワクチン集団接種に関する事務業務委託（京都私立病院協会実施分）

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

（当初） 令和3年 5月20日

（変更前）①令和3年 7月16日

②令和3年 9月10日

③令和3年10月25日

（変更後） 令和4年 1月 5日

4 履行期間

令和3年5月20日から令和4年2月27日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸8階
一般社団法人 京都私立病院協会

6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額） 267,680,979円

（変更前）（予定総額） ①147,838,801円

（予定総額） ②172,381,209円

（予定総額） ③184,552,797円

（変更後）（予定総額） 204,646,337円

7 契約内容

集団接種会場の運営、接種業務等

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（変更理由①（令和3年7月16日））

国から供給される新型コロナワクチンの供給量減少に伴い、令和3年8月以降も集団接種会場を安定して継続するために会場数、接種時間を縮小することから、集団接種会場での医療従事者の体制を再構築するため。

（変更理由②（令和3年9月10日））

若い世代の方を含めたワクチン接種の加速に向け、新たに京都市役所本庁舎に大規模接種会場を開設することに伴い、集団接種会場での医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由③ (令和3年10月25日))

京都市役所会場での集団接種について、実施期間を令和3年12月26日まで延長することに伴い、集団接種会場での医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由④ (令和4年1月5日))

京都市役所会場での集団接種について、実施期間を令和4年2月27日まで延長することに伴い、集団接種会場での医療従事者の体制を再構築するため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本市では、新型コロナワクチンの接種について、地域の医療体制が整備されている強みを活かし、医師会等との緊密な連携の下、被接種者の疾患や体調等を把握している身近な医療機関での「個別接種」を基本とした体制を構築するとともに、身近な医療機関での接種が難しい方にもしっかりと対応するため、本市が開設する「集団接種会場」での接種を併せて実施する。

集団接種会場は、接種を希望する市民にとって身近な場所で接種機会を提供できるよう、各区役所・支所単位で1箇所を設置することとしているが、更なる接種機会拡充のため、平日の集団接種を実施することとした。集団接種会場においては、接種前の予診、ワクチンの接種、会場内で体調不良等が生じた場合の対応などの医療行為が生じるため、運営に当たっては医療機関の協力が不可欠である。さらには、集団接種会場は一定期間継続して運営することから、一つの医療機関のみでは医療行為に従事する医療従事者の体制を構築することが困難であり、会場ごとに一定数の医療機関が連携して実施体制を構築することが必要である。

本件業務は、上記の条件のもと、平日に運営を行う集団接種について、会場で医療行為に従事する医療機関の取りまとめや医療従事者の会場での出務調整等を実施するものであり、①本件業務が実施可能であるのは、京都私立病院協会であること、また②本件については早急な対応が必要であり本業務を受注できるのは京都私立病院協会のみであることから、同協会と随意契約を締結する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託（京都工場保健会診療所）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
（当初）令和3年 5月20日
（変更後）令和3年11月18日
- 4 履行期間
令和3年5月20日から令和3年12月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京北壺井町67
一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）
（当初）（予定総額）50,404,772円
（変更後）（予定総額）58,064,776円
- 7 契約内容
集団接種会場の運営，接種業務等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
未接種の方への接種機会を確保するため，集団接種実施期間を延長した。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市では，接種を希望する市民にとって身近な場所で接種機会を提供できるよう，各区支所に1箇所ずつ合計14箇所の集団接種会場を設置することとしているが，更なる接種機会の拡充に向け，これらの会場の他にも，可能な限り多くの会場を設置し，速やかに市民のワクチン接種を推進する必要がある。
区役所・支所単位の集団接種会場は本市が設置主体となり，本市職員及び各地区医師会の医師等により運営することとしているが，更なる実施会場の拡充に当たり，本市職員及び地区医師会の医師等による体制構築は困難であることから，接種医療機関で集団接種を実施する方針とした。一方で，接種医療機関での集団接種の実施に当たっては，接種前の予診，ワクチンの

接種，会場内で体調不良等が生じた場合の医療行為の提供，ワクチンの管理など多岐にわたる業務を一定期間にわたり実施できる医療機関に委託しなければならない。

上記の条件を全て満たす医療機関であり，本業務を受注できるのは京都工場保健会のみであることから，随意契約を締結した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン接種予約システムの構築・運営委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年6月21日
(変更後) 令和4年3月1日
- 4 履行期間
令和3年6月22日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 49,318,500円
(変更後)(予定総額) 49,318,500円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン接種予約システムの構築・運営
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
新型コロナワクチン接種事業において、接種期間が令和4年9月30日まで延長されるとともに、1・2回目の接種を受けた者を対象に3回目の追加接種を実施することとされたことから、契約期間を延長する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
新型コロナワクチン接種事業において、接種を希望する市民等が市内の個別医療機関に対して直接ワクチン接種の予約を行うWEBシステムを構築・運営することで、同事業の円滑な実施を図ることを目的としている。
京都府医師会には市内医療機関の大半が所属しており、既に独自で予約システムを開発・運用している会員の医療機関における利用実績も踏まえた医療機関からの意見等も総合的に勘案し、広く市民が利用できるシステムを最も合理的に構築運用できること、当該相手方以外では本事業の目的

を遂行することが困難であることから、随意契約を締結した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新型コロナワクチン集団接種会場経過観察業務委託（京都市役所本庁舎）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
（当初）令和3年 9月17日
（変更前）令和3年11月12日
（変更後）令和3年12月26日
- 4 履行期間
令和3年9月18日から令和4年2月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地
一般社団法人 京都府歯科医師会
- 6 契約金額（税込み）
（当初）（予定総額）5,876,244円
（変更前）（予定総額）7,663,172円
（変更後）（予定総額）9,896,832円
- 7 契約内容
集団接種会場（京都市役所本庁舎実施分）に係る経過観察業務（会場内で体調不良等が生じた場合の対応等の医療行為の提供を含む）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
若い世代の方を含めワクチン接種の場の提供を図るため、京都市役所本庁舎の大規模接種会場の設置期間を延長することから、集団接種会場（経過観察エリア）における医療従事者の体制を再構築する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

京都市役所本庁舎で実施する集団接種では、令和3年9月18日～11月12日の間（計50日間）において、最大46,400回分の接種を行うこととしている。

新型コロナウイルスワクチン接種については、感染拡大防止等のため、可能な限り早期に希望者への接種を行う必要があり、本件集団接種の実施についても、緊急の必要により入札に付すことができないことから、緊急的に随意契約を締結した。

また、当会場での接種に当たっては、接種後の経過観察業務を計50日間全てにおいて対応可能かつ、1日約800～1200人を想定した接種者数に対応でき、接種実施開始まで時間が限られていることからこれらの体制を早急に整えることのできる組織に委託しなければならない。

受託者の選定に当たり、これら本市が指定する日程や規模等で本件集団接種における経過観察業務を受託可能であった機関は、一般社団法人京都府歯科医師会のみであることから、当相手方を選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託（京都国際マンガミュージアム）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和3年10月22日
- 4 履行期間
令和3年11月5日から令和3年12月18日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）10,332,432円
- 7 契約内容
集団接種会場（京都国際マンガミュージアム）における会場運営、接種業務等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナワクチンの更なる接種機会拡充のために、集団接種会場（京都市国際マンガミュージアム）を新たに設置することとなり、集団接種会場においては、接種前の予診、ワクチンの接種、会場内で体調不良等が生じた場合の医療行為が生じるため、連携した医療の実施体制の構築が必要となる。
京都国際マンガミュージアムで実施する集団接種では、令和3年11月5日から12月18日までの間（計12日間）に1,416回分の接種を行うこととしており、本集団接種に早期に対応するとともに、一括して接種業務を委託できるのは、一般財団法人京都工場保健会のみであることから、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託（西陣織会館会場）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和3年11月25日
- 4 履行期間
令和3年11月25日から令和3年12月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）15,024,240円
- 7 契約内容
集団接種会場（西陣織会館会場）における会場運営、接種業務等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナワクチンの更なる接種機会拡充のために、集団接種会場（西陣織会館）を新たに設置することとなり、集団接種会場においては、接種前の予診、ワクチンの接種、会場内で体調不良等が生じた場合の医療行為が生じるため、連携した医療の実施体制の構築が必要となる。
西陣織会館で実施する集団接種では、令和3年12月3日～12月26日の間（計6日間）で、約2,520回分の接種を行うこととしており、早期な対応が必要となる。当該期間の6日間において、一括して接種業務を委託できるのは、一般財団法人京都工場保健会のみであることから、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託（右京地域体育館）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和4年2月3日
- 4 履行期間
令和4年2月5日から令和4年2月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区梅津神田町57
一般社団法人 右京医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,391,183円
- 7 契約内容
集団接種会場（右京地域体育館）における会場運営、接種業務等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
集団接種会場においては、接種前の予診、ワクチンの接種、会場内で体調不良等が生じた場合の対応などの医療行為が生じるため、運営に当たっては医療機関の協力が不可欠である。さらには、集団接種会場は一定期間継続して運営することから、一つの医療機関のみでは医療行為に従事する医療従事者の体制を構築することが困難であり、会場ごとに一定数の医療機関が連携して実施体制を構築することが必要である。
本件業務は、上記の条件のもと、右京地域体育館で運営を行う集団接種について、会場で医療行為に従事する医療機関の取りまとめや医療従事者の会場での出務調整等を実施するものであり、本件業務が実施可能であるのは各地区医師会であることから、本相手方と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託（京都工場保健会実施分）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和4年2月7日
- 4 履行期間
令和4年2月7日から令和4年2月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）69,300,000円
- 7 契約内容
集団接種会場（京都工場保健会実施分）における追加接種に係る会場運営、接種業務等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
集団接種会場においては、接種前の予診、ワクチンの接種、会場内で体調不良等が生じた場合の医療行為が生じるため、連携した医療の実施体制の構築が必要となる。
京都市勧業館みやこめっせで実施する集団接種では、令和4年2月11日～2月20日の間（計10日間）で、約14,000回分の接種を行うこととしており、多岐にわたる業務を10日間全てにおいて対応可能かつ、1日約1,400人を想定した接種者数に対応でき、接種実施開始まで時間が限られていることからこれらの体制を早急に整えることのできる医療機関に委託しなければならない。
当該期間の10日間において、一括して接種業務を委託できるのは、一般財団法人京都工場保健会のみであることから、当相手方と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新型コロナウイルス感染症予防接種に係る接種券等作成業務委託（5～11歳分）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和4年2月7日
- 4 履行期間
令和4年2月8日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市浪速区芦原1丁目3番18号
東洋紙業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,561,600円
- 7 契約内容
京都市新型コロナウイルス感染症予防接種に係る接種券等作成業務（5～11歳分）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和4年1月27日付けの国からの通知により、5歳以上11歳以下の者に係る接種券及び予診票について、12歳以上の者に用いる接種券及び予診票と同じ様式を用いたうえで、令和4年3月から接種を開始できるよう早期に接種券を配送する必要があると示されたことを受けたものであり、緊急の必要により競争入札に付することができないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
市内事業者に見積依頼をしたところ、納品までの期間が短いことを理由に見積書の提出が不可能との回答を得たため、見積書の提出が可能であった市外の2事業者のうち、安価であった当相手方と契約した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託（２～３月分）（京都工場保健会診療所）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和４年２月１６日
- 4 履行期間
令和４年２月１６日から令和４年３月２０日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京北壺井町６７
一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）５，８９８，１１２円
- 7 契約内容
集団接種会場（京都工場保健会診療所実施分）における会場運営，接種業務等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
追加接種に係る集団接種会場は本市が設置主体となり，本市職員及び地区医師会の医師等により運営することとしているが，１～２回目の接種会場の設置に当たり，本市職員及び地区医師会の医師等による体制構築は困難であることから，接種医療機関で集団接種を実施する方針とした。一方で，接種医療機関での集団接種の実施に当たっては，接種前の予診，ワクチンの接種，会場内で体調不良等が生じた場合の医療行為の提供，ワクチンの管理など多岐にわたる業務を一定期間にわたり実施できる医療機関に委託しなければならない。
上記の条件を全て満たす医療機関であり，本業務を受注できるのは一般社団法人京都工場保健会のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種に関する事務業務委託（京都私立病院協会実施分（令和4年3月分））

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

（当初）令和4年3月 1日

（変更後）令和4年3月10日

4 履行期間

令和4年3月1日から令和4年3月26日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸8階
一般社団法人 京都私立病院協会

6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額）9,063,472円

（変更後）（予定総額）9,646,076円

7 契約内容

集団接種会場（東山地域体育館，深草支所，京都市役所会場実施分）における追加接種に係る会場運営，接種業務等

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（変更理由）

国の方針に基づき，5歳から11歳の小児を対象とした新型コロナワクチン接種を開始することから，集団接種会場での医療従事者の体制を再構築（小児科医増員）するため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

集団接種会場においては，接種前の予診，ワクチンの接種，会場内で体調不良等が生じた場合の医療行為が生じるため，連携した医療の実施体制の構築が必要となる。東山地域体育館及び深草支所で実施する集団接種では，令和4年3月5日～3月20日の間（計4日間）で，4,560回分の接種を行うこととしており，多岐にわたる業務を4日間全てにおいて対応可能かつ，2箇所です

日最大800人を想定した接種者数に対応でき、接種実施開始まで時間が限られていることからこれらの体制を早急に整えることのできる医療機関に委託しなければならない。

当該期間の4日間において、一括して接種業務を委託できるのは、一般社団法人京都私立病院協会のみであることから、当相手方を選定、契約締結した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務委託(京都工場保健会 3月～5月実施分)
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年3月 1日
(変更後) 令和4年3月24日
- 4 履行期間
令和4年3月1日から令和4年5月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 80,960,000円
(変更後)(予定総額) 177,100,000円
- 7 契約内容
集団接種会場(京都市勧業館みやこめっせ, イオンモール桂川会場実施分)における追加接種に係る会場運営, 接種業務等
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
本市新型コロナワクチン集団接種について, 対象者数を鑑みると引き続き追加接種を実施する必要があることから, 令和4年5月29日まで実施を延長する必要性が生じたため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
新型コロナワクチンについては, 2回目の接種を受けてから, 6箇月以上を経過する方に3回目接種(追加接種)を行うこととされており, 本市においては, 地域の病院, 診療所等における「個別接種」を基本としつつ, かかりつけ医のない個別接種が難しい方にも対応するため, 「集団接種会場」を設置することとしている。
集団接種会場においては, 接種前の予診, ワクチンの接種, 会場内で体調不良等が生じた場合の

医療行為が生じるため、連携した医療の実施体制の構築が必要となる。

京都市勧業館みやこめっせ及びイオンモール桂川で実施する集団接種では、令和4年3月5日～3月31日の間（計10日間）で、15,780回分の接種を行うこととしており、多岐にわたる業務を10日間全てにおいて対応可能かつ、2箇所ですべて1日最大1,870人を想定した接種者数に対応でき、接種実施開始まで時間が限られていることからこれらの体制を早急に整えることのできる医療機関に委託しなければならない。

当該期間の10日間において、一括して接種業務を委託できるのは、一般財団法人京都工場保健会のみであるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種事務業務委託（KBSホール）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和4年3月3日
- 4 履行期間
令和4年3月5日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5
日本赤十字社 第二赤十字病院
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,623,456円
- 7 契約内容
集団接種会場（KBSホール）における追加接種に係る会場運営、接種業務等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
KBSホールで実施する集団接種（追加接種）では、令和4年3月5日～3月31日の間（計6日間）において、3,840回分の接種を行うこととしている。
新型コロナウイルスワクチン接種については、感染拡大防止等のため、可能な限り早期に希望者への接種を行う必要があり、本件集団接種の実施についても、緊急の必要により入札に付すことができないことから、緊急的に随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
当会場での接種に当たっては、接種前の予診、ワクチン接種、会場内で体調不良等が生じた場合の対応等の医療行為の提供など、多岐にわたる業務を6日間全てにおいて対応可能かつ、1日640人を想定した接種者数に対応でき、接種実施開始まで時間が限られていることからこれらの体制を早急に整えることのできる医療機関に委託しなければならない。
受託者の選定に当たり、これら本市が指定する日程や規模等で本件集団接種を受託可能であった医療機関は、京都第二赤十字病院のみであったため、当相手方を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種事務業務委託（洛和会音羽病院・国立京都国際会館実施分）

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

令和4年3月9日

4 履行期間

令和4年3月19日から令和4年3月27日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市山科区音羽珍事町2番地
医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院

6 契約金額（税込み）

（予定総額）6,976,886円

7 契約内容

集団接種会場（国立京都国際会館）における追加接種に係る会場運営、接種業務等

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

国立京都国際会館で実施する集団接種では、令和4年3月19日～3月27日の間（計4日間）において、13,500回分の接種を行うこととしている。

新型コロナウイルスワクチン接種については、感染拡大防止等のため、可能な限り早期に希望者への接種を行う必要があり、本件集団接種の実施についても、緊急の必要により入札に付すことができないことから、緊急的に随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

当会場での接種に当たっては、接種前の予診、ワクチン接種、会場内で体調不良等が生じた場合の対応等の医療行為の提供など、多岐にわたる業務を4日間全てにおいて対応可能かつ、1日3,375人を想定した接種者数に対応でき、接種実施開始まで時間が限られていることからこれらの体制を早急に整えることのできる医療機関に委託しなければならない。

受託者の選定に当たり、これら本市が指定する日程や規模等で本件集団接種を受託可能であった

医療機関は、医療法人洛和会（出務は洛和会音羽病院，洛和会丸太町病院）と他1団体のみであることから，当相手方と契約した（本件は洛和会音羽病院との契約に関するもの）。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小児接種に係る新型コロナワクチン集団接種業務委託（3月京都工場保健会実施分）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和4年3月18日
- 4 履行期間
令和4年3月18日から令和4年3月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）7,423,680円
- 7 契約内容
小児に係る集団接種業務（会場運営、接種業務等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
集団接種会場においては、接種前の予診、ワクチンの接種、会場内で体調不良等が生じた場合の医療行為が生じるため、連携した医療の実施体制の構築が必要となる。
市役所会場で実施する小児の集団接種では、令和4年3月20日～3月26日の間（計2日間）で、400回分の接種を行うこととしており、多岐にわたる業務を2日間全てにおいて対応可能かつ、小児のみを接種対象としていることから、父兄及び小児に対し通常の集団接種と比べより丁寧な対応が必要となる。
接種実施開始まで時間が限られており、緊急でこれらの体制を整えることのできる医療機関に委託する必要があり、当該期間中の全ての日において、一括して接種業務を委託できるのは、一般財団法人京都工場保健会のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度「自殺総合対策業務」委託
- 2 担当所属名
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年4月1日
(変更後) 令和3年11月12日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社関広
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 7,359,701円
(変更後) 11,259,701円
- 7 契約内容
くらしとこころの総合相談会、ゲートキーパー養成研修の運営、広報等及びその他の普及啓発事業の実施。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
長引く新型コロナウイルス感染症の影響等により、自殺者数が増加傾向にあることから、市バス・地下鉄等への掲示ポスターの作成や、手に取ってもらいやすい啓発物品の作成といった、市民の方に相談窓口を知っていただくための周知・啓発の取組をより充実させるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該類似業務等の経験を有するとともに、京都にその人的拠点がある広告・イベント企画会社によるプロポーザル(企画提案競争)を実施し、事業内容に係る企画提案の評価審査を行い、上記の事業者を選定した。
- 11 その他